

青森県報

第四千六号

平成二十七年
六月十日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による施術者の指定……………	(健康福祉課)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同)	一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生化課)	二
建設業者の許可の取消し……………	(県八地局)	二
出先機関……………	(同)	二
土地改良区の役員 の 就任及び退任……………	(県八地局)	二
道路の位置の指定……………	(県北地局)	三
選挙管理委員会……………	(同)	三
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………	(事務局)	三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………	(同)	四
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………	(同)	六

告

示

青森県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
角田 和可奈	角田治療院	八戸市大字市川町字桔梗野上三三の一 桔梗野ハイツAの二	平成二七・四・三
杉山 昭文	杉山接骨院	むつ市昭和町一七の一八	二七・四・一

青森県告示第四百三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
角田 和可奈	角田治療院	八戸市大字市川町字桔梗野上三三の一 桔梗野ハイツAの二	平成二七・四・三
杉山 昭文	杉山接骨院	むつ市昭和町一七の一八	二七・四・一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田湖未来

三 代表者の氏名

小笠原 馨

四 主たる事務所の所在地

十和田市東二十四番町二八の五

五 定款に記載された目的

この法人は、十和田湖の新しい魅力を掘り起し、「観る観光から体験する観光」へ、「通りすぎる観光から宿泊する観光」へと、これまでの観光形態を変え、十和田湖及び十和田湖を取り巻く地域の振興を図り、地域の活性化に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 オータ

二 氏名 太田 幸雄

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町字狐森北六五の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第九六五四号

五 取消年月日 平成二十七年五月八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十七年三月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十七年六月十日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	柏田 雅俊	三戸郡五戸町大字倉石又重字館町八七	平成 二 七 年 一 就 任
"	角浜 寛	大字浅水字豊川窪三九	"
"	大沢 稔	大字倉石中市字中市九	"
"	勝山 謙一	大字倉石又重字古川代二六	"
"	竹洞 兼雄	字山田一〇〇	"
"	柳沢 利男	字北向三四の	"

福士稔後援会	長尾 智生	佐藤 時彦	四一の四	二七・五・二六
滝田勉後援会	滝田 信彦	滝田 博之	六 三戸郡南部町大字 苦米地字沼廻一の	二七・五・二七
山田忠利後援会	工藤 健雄	山田 忠利	二二三の六 平川市碓ヶ関鯨森	二七・五・二五
変えよう！青森 県の会	古村 一雄	谷崎 嘉治	一 青森市浪岡大字浪 岡字細田一九一の	二七・五・二五
工藤秀一後援会	柴田 友一	佐々木 清則	門前四九の一 平川市碓ヶ関古懸	二七・五・二三
長内ひでき後援 会	西谷 勝衛	長内 あや子	平川市尾上栄松一	二七・五・二二
大竹すすむ・上 十三の会	桁 清悦	尾ノ上 綾	ノ上北郡七戸町字道 上五九の七	二七・五・一八
三沢の未来を創 るわこうどの会	附田 久志	円子 忠武	二九の一 三沢市南山四丁目	二七・五・一七
進め！ドクター 大竹の会「津軽」	品川 信良	佐藤 倅造	四〇の一 弘前市大字和徳町	二七・五・一七

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年六月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 月 日 出
---------	------	---	---	------------------

政党以外の政治団体

自由民主党百石支部	代表者	西館 秀雄	三上北郡おいらせ 町深沢一丁目七 三の一六三	二七・五・二六
	会計責任者	川口 与一		
公明党青森第二総支部	代表者	春日 洋子	前澤 時廣	二七・五・二五
	会計責任者	小村 初彦	春日 洋子	
公明党青森第三総支部	代表者	夏坂 修	畠山 敬一	二七・五・二五
	会計責任者	中村 益則	夏坂 修	
公明党青森第一総支部	代表者	赤木 長義	柴田 久子	二七・五・二五
	会計責任者	目九の一 青森市小柳六丁	青森市大字三内 字丸山一の一	
維新の党青森県総支部	代表者	中嶋 徳彦	櫻庭 義明	二七・五・一五
	会計責任者	中嶋 徳彦	櫻庭 義明	
自由民主党青森県支部連合会	代表者	江渡 聡徳	大島 理森	平成 二七・五・一七
	代表者			
維新の党衆議院青森県第1選挙区支部	代表者	中嶋 徳彦	櫻庭 義明	二七・五・一五
	会計責任者	中嶋 徳彦	櫻庭 義明	

政治団体の名称		異動事項		年届月日	
青森県歯科衛生士連盟	代表者 松井 美保子	代表者 木村 修三	主たる事務所の所在地 弘前市大字樋の五丁目三の二	代表者 石森 宏	主たる事務所の所在地 弘前市大字茜町一丁目六の七
相馬鋁一西地区後援会	代表者 高橋 淳	代表者 須藤 淳市	主たる事務所の所在地 弘前市大字茂森町一三七	代表者 木立 英世	主たる事務所の所在地 弘前市大字下湯一口字青柳五九の一
相馬鋁一後援会	代表者 高橋 淳	代表者 館山 由加子	主たる事務所の所在地 弘前市大字茂森町一三七	代表者 大高 敬子	主たる事務所の所在地 弘前市大字下湯一口字青柳五九の一
石岡ちづこ後援会	代表者 中嶋 徳彦	代表者 須藤 淳市	主たる事務所の所在地 弘前市大字茂森町一三七	代表者 木立 英世	主たる事務所の所在地 弘前市大字下湯一口字青柳五九の一
升田世喜男後援会	代表者 中嶋 徳彦	代表者 須藤 淳市	主たる事務所の所在地 弘前市大字茂森町一三七	代表者 木立 英世	主たる事務所の所在地 弘前市大字下湯一口字青柳五九の一
あおもり未来塾	代表者 秋本 博	代表者 須藤 淳市	主たる事務所の所在地 弘前市大字茂森町一三七	代表者 木立 英世	主たる事務所の所在地 弘前市大字下湯一口字青柳五九の一
畑山聡後援会	代表者 谷川 達雄	代表者 須藤 淳市	主たる事務所の所在地 弘前市大字茂森町一三七	代表者 木立 英世	主たる事務所の所在地 弘前市大字下湯一口字青柳五九の一
青森県を愛えよう！大竹さんと進む私たちの会	代表者 目四の五	代表者 須藤 淳市	主たる事務所の所在地 弘前市大字茂森町一三七	代表者 木立 英世	主たる事務所の所在地 弘前市大字下湯一口字青柳五九の一

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県三戸郡第一支部	平成27.3.31	平成27.5.31

政党以外の政治団体

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年六月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
宇野 カオル	桜庭 由美子	松川 金次郎	関川 昌之	丹代 稔
今 廣文	工藤 一成	松川 純悦	鹿原 直人	小枝 剛
27.5.31	27.5.25	27.5.25	27.5.25	27.5.25

代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
野崎 径裕	三沢市桜町二丁目一〇の二四	三沢市中央町四丁目一〇の五	日當 正男	藤田光彦後援会
27.5.25	27.5.25	27.5.25	27.5.25	27.5.25

喜政会	平成二七・一・三	平成二七・二・四
小田桐智高後援会	二七・三・三〇	二七・五・二

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年六月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	年届 月 日 出
藤田 光彦 (三沢市議会 議員)	藤田光彦後 援会	主たる事務 所の所在地	三沢市桜町 の二丁目一 の二四	三沢市中央 〇町四丁目 の五	平成 二七・五・二五

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭